

自由金利型定期預金（M型）規定

I 単利型

1. (預け入れ最低金額)

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口1円以上とします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫の所定の基準により、中間利払日にその自由金利型

2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当庫所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定（定期預金）第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数について別表（定期預金の中途解約利率一覧表）の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

II 複利型

1. (預け入れ最低金額)

この預金の預入れは一口1円以上とします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）

- す。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を共通規定(定期預金)第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について別表(定期預金の中途解約利率一覧表)の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか、後記「期日指定定期預金(一般型・自動継続型)、自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(自動継続スーパー定期)、自由金利型定期預金(一般型・自動継続型)、変動金利型定期預金規定(一般型・自動継続型)、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定」(以下「定期性共通規定」といいます。)が適用されるものとします。

以上